平成３０年（フ）第５９号
岡山県総社市泉５番地31　県営住宅５－403
債務者　友森　真弓
1　決定年月日時　平成30年５月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第１５８号
埼玉県入間郡三芳町大字北永井869番地３　グランバリエ103
債務者　馬場　一磨
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２２６号
埼玉県入間市大字野田460番地１　ＬＭ２－103
債務者　鈴木　晴美（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２２８号
埼玉県所沢市大字久米1317番地の16　所沢ハイツ201
債務者　中原　悠
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２７４号
愛知県春日井市岩成台９丁目13番地６
債務者　瀧川　謙
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６５６号
札幌市南区藤野２条６丁目１番７号　スタジオ光２Ｆ
債務者　蓑島　荘一
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６８９号
札幌市西区宮の沢１条２丁目３番32号　センチュリオン宮の沢402号
債務者　安江　和恵（旧姓市村）
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７１６号
札幌市東区北20条東17丁目３番４－207号
債務者　山田　照子
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７１７号
札幌市東区北20条東17丁目３番４－207号
債務者　山田真梨子
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７２２号
札幌市中央区南10条西７丁目１番５－1406号
債務者　網谷　留美
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７２７号
札幌市豊平区豊平３条７丁目３番20－711号
債務者　伊藤　彪真
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７４４号
札幌市東区北15条東７丁目１番30－1003号
債務者　安川　広樹
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７８４号
札幌市南区藤野５条５丁目３番12号
債務者　芳賀　強
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２３号
青森県三戸郡五戸町字新町23番地１、旧住所　青森県三戸郡五戸町字愛宕後３番地２
債務者　菊池　良子
1　決定年月日時　平成30年５月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成３０年（フ）第２８号
青森県三沢市前平３丁目２番地12号
債務者　稲妻　佳子（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成30年５月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成３０年（フ）第７１号
茨城県つくば市研究学園３丁目12番地３　エトワールツクバ107号
債務者　栗原　基行
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第９１号
茨城県土浦市港町１丁目５番７－404号
債務者　波平　綱紀
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第９２号
茨城県土浦市港町１丁目５番７－404号
債務者　波平　有香
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係